

本会議の追加開会の予定について（案）

○仮執行宣言付きの判決となった場合の会議日程

損害賠償請求事件の 判決予定日	本会議の開会予定日時
10月13日（金）	10月16日（月）午後1時 （午前10時 議会運営委員会を開会）

※ 仮執行宣言なしの判決の場合や知事が控訴しないと判断された場合は、本会議の追加開会はいたしません。

なお、本会議を開会しない場合は、改めてご連絡いたします。